

# 令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る 広報動画作成業務 仕様書

## 1. 業務名

令和4年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る広報動画作成業務

## 2. 目的

医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)安全性情報・企画管理部では、令和3年4月1日から「電子報告システム(報告受付サイト)」(以下「報告受付サイト」という。)を開始し、医薬関係者が医薬品等の副作用等報告(以下「本報告」という。)を電子的に報告することが可能となった。

報告受付サイトは、従来の報告手段であった FAX、メール、郵送とは異なり、報告書の作成から提出までオンラインで電子的に行うことができ、報告者の利便性向上と、報告データの品質管理向上にもつながることから利用が推奨されている。

令和4年度の上半期において、PMDA は報告受付サイトの専用のロゴ、キャラクター、さらにロゴ等を活用したバナーやリーフレットの資材を作成したところである。

今般、さらなる広報資材の充実を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医薬関係者を訴求対象とした、広報動画を作成してこれを活用することにより効果的な広報活動を展開すべく、広報動画作成業務(以下「本業務」という。)を委託するものである。

報告受付サイトの詳細や制度については以下を参照のこと。

本報告の制度

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0003.html>

PMDA HP の報告受付サイト

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

報告受付サイトの紹介(医薬品・医療機器等安全性情報 No.391)

<https://www.pmda.go.jp/files/000245991.pdf#page=6>

## 3. 業務の範囲及び内容

医師、歯科医師、病院及び薬局の薬剤師、看護師、臨床工学技士等の医薬関係者を訴求対象とし、報告受付サイトの認知度の向上及び報告受付サイトを利用した報告数増加等を目的とした効果的な広報動画を作成するための内容とする。詳細要件は以下のとおりである。各項目の詳細については PMDA と協議の上決定すること。

### (1) 報告受付サイト紹介動画の作成

訴求対象に報告受付サイトの利用を促すように工夫された内容で構成し、以下の要件を

満たす動画を作成すること。なお、本業務で作成した動画は、PMDA の HP 及び Youtube の PMDA Channel に掲載予定である。加えて関連団体への周知活動(学会や研修会での幕間での上映や団体 HP への掲載を想定)としても広く使用予定である。

- ① 報告受付サイトの紹介動画として、10 秒～15 秒程度の作品を1種類作成する。報告受付サイトの認知度をあげるような直感的に訴え、印象付けるものを想定。

必須要件:

- ・報告受付サイトの専用のロゴ及びキャラクターの使用
- ・厚生労働省のシンボルマークを使用できる内容とすること(要審査※)
- ※厚生労働省のシンボルマークの使用規定と審査については以下を参照  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/symbol/shiyou.html>
- ・音楽、音声は企画の中で PMDA に提案の上、契約後に PMDA の承認を得ること

- ② 報告受付サイトの紹介動画として、1分程度の作品を 1 種類作成する。特色や利用までの方法を簡潔に示したものを想定。

必須要件:

- ・報告受付サイトの専用のロゴ及びキャラクターの使用
- ・厚生労働省監修を取得できる内容とすること(要審査※)
- ※厚生労働省のシンボルマークの使用規定と審査については以下を参照  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/symbol/shiyou.html>
- ・音楽、音声は企画の中で PMDA に提案の上、契約後に PMDA の承認を得ること

## (2) 報告受付サイト紹介動画のサムネイル作成

視覚認知されやすいデザイン的な工夫をし、広報効果の高い動画のサムネイルを1種類作成する。用途は、Facebook, Twitter での配信、Youtube や PMDA HP に掲載する際のサムネイルに利用することを想定。

必須要件:

- ・報告受付サイト専用ロゴの使用
- ・報告受付サイトの専用キャラクターの使用

## 4. 業務の実施に関する事項

### (1) 業務計画書の作成

- ① 受託者は、PMDA の指示に基づき、業務計画書を作成し、PMDA の承認を受けること。業務計画書には業務目的、業務目標、作業体制(責任者、連絡窓口を明記)、スケジュール(WBS、ガントチャート等、進捗が管理しやすい形式が望ましい)を記載すること。また、本仕様書「5 納品物及び納期」の内容も併せて記載すること。

② 業務実施中にスケジュールに変更が発生する場合は、PMDA の承認のもと変更を行うこと。

## (2) プロジェクト管理

業務計画書に基づき、本業務が遅滞なく進捗するよう管理すること。管理にあたっては、以下に留意すること。

プロジェクトの状況を正しく把握し、所定の期日までに成果物を作成することを目的として、業務計画書に記載したスケジュールに基づき PMDA と適宜コミュニケーションをとりながら進捗管理を行うこと。

## 5. 納品物及び納期

各種動画及びサムネイルについては、Youtube、Twitter、Facebook への掲載、パソコン、タブレット、スマートフォンによる閲覧環境を考慮して適切な成果物となるよう適宜詳細を PMDA と協議の上、納品物を決定すること。なお、3(1)及び(2)の納品物については最初の納入から確定版の納品まで、数回の修正を行う場合がある。

納品物	納品形態	納期
3(1)の作成物 CD-R 又は DVD-R 形式で マスター用1部と配信用2部 とする	<ul style="list-style-type: none"><li>・ファイル形式:MP4、MOV など</li><li>・マスターデータと配信用データをそれぞれ準備し、配信用は1作品につき100Mb以下とすること(動画視聴に耐えうる画質を保持すること)</li><li>・ジャケットデザイン・作成及びDVD等の表面の印刷も含む</li></ul>	最終版を令和5年3月28日(火)までに納品すること(動画案の提出は令和5年1月20日(金)までとする)
3(2)の作成物 データは3(1)の配信用2部のCD-R 又は DVD-R に格納する	<ul style="list-style-type: none"><li>・解像度:1280x720(最小幅が640ピクセル)</li><li>・ファイル形式:JPG、GIF、PNG など</li><li>・画像サイズ:2MB以下</li><li>・アスペクト比:16:9(動画とサムネイル画像で合わせる)</li><li>・Youtube、各SNSに適した形態となるようにサイズなどを調整したものをそれぞれ納品すること</li></ul>	最終版を令和5年3月28日(火)までに納品すること(サムネイル案の提出は令和5年3月3日(金)までとする)
4(1)の業務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ファイル形式は契約後にPMDAと合意の上決定</li></ul>	PMDAの承認を受け、契約締結後2週間以内

## 6. 著作権について

- (1) 正式に採用されたデザインデータ及び動画に関しては、本著作権に関する全ての著作権(著作権法第 27 条、同第 28 条に定める権利を含む)、使用权等、作品に係る一切の権利を、PMDA に譲渡するものとする。
- (2) 本著作権については、正当な権利を取得した第三者及びその他の指定する者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)を行使しないものとする。

## 7. 再委託について

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成のうえ、PMDA に提出すること。また、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告のうえ承認を受けること。
- (2) 受託者又は本業務の一部の委託を受けた業者(以下この項において「委託元業者」という。)から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受託者が取りまとめのうえ、PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務については 7(1) に準拠する。

## 8. 本業務の契約期間

契約締結日～令和 5 年 3 月 31 日(金)

## 9. 本業務の選定について

本業務については、3(1)～(2)に基づいた企画書について一般競争入札(総合評価落札方式)により、落札者を決定する。

## 10. 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持契約の対象とする。

なお、本項目の詳細要件については秘密保持契約書に明記してあるので、受託者においては別途書類提出を求めることとする。

## 11. 応札者の条件

- (1) 本業務の企画書(絵コンテを含む)、概算見積書、実施体制図については指定された期日までに提出すること。企画書では、動画やサムネイル作成に関する直近 5 年程度の実績について、医療系の制作物があればそれを中心に示し、仕様の概要、公表されていればリンク先も含めること。

- (2) 企画書のプレゼンテーションには、本業務に従事する者が参加すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策のためプレゼンテーションについては中止とする可能性もある。この場合においては、企画書の書面審査を実施し技術点を採点する。
- (3) 受託者においては、本業務の見積りの内訳書について、詳細な根拠資料を落札後に即日提出すること。

## 12. 検収及び業務の完了

納品物について、PMDA 担当者による検収を受けること。納入成果物の全部又は一部に不合格となるものが存在した場合、受託者の負担により是正した上で、再度、PMDA による検収を受けること。PMDA 担当者による検収終了をもって、業務完了とする。

## 13. その他

- (1) 契約にあたっては、選定された企画書の全てを採用するものでなく、一部のみ採用し契約することもあり得る。
- (2) 選定された企画書のうち、「実施を保証するもの」については、業務実施期間において、確実に履行できるものとする。
- (3) 提出された企画書等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画書等は返却しない。
- (4) 企画書等には営業上の機密事項が含まれていることを考慮し、各社の企画書等は非公開とする。
- (5) 報告受付サイトの効果的な広報を行うため、新しくかつ自由な発想のもとで企画書を作成、提案いただくことを妨げない。
- (6) 仕様書にない事項又は仕様書について生じた疑義については、両者協議の上、解決するものとし、本業務の実施に当たっては、PMDA 担当者の指示に従い実施すること。

## 14. 連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 情報管理課 村田

03-3506-9482

murata-akihiko●pmda.go.jp（迷惑メール対策のため、●は@に置き換えて下さい。）